

「教育・人材育成ワーキンググループ」の設置について

令和3年9月1日
総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

1. 趣旨

第6期科学技術・イノベーション基本計画において、新たな柱として、教育・人材育成に関する事項が盛り込まれたことを踏まえ、着実な本計画の実現に向けた具体策等について検討を進めるため、評価専門調査会の下に「教育・人材育成ワーキンググループ」を設置する。

2. 調査・検討事項

科学技術・イノベーション政策と教育・人材育成政策の連携を戦略的に図りながら、初等中等教育段階から Society5.0 時代の学びを実現し、好奇心に基づいた探究力の強化に向け、STEAM 教育など問題発見・課題解決的な学びの充実を図るための具体策について、調査・検討等を行う。

3. 座長

座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。座長がワーキンググループに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

4. 公開

原則として公開とする。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

5. ワーキンググループの庶務

文部科学省等関係省庁の協力を得ながら、科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

6. 秘密保持

構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。